

育休を取得しないパパ、育休等終了したママにも適用！

「3歳未満養育特例」を受けるには、「申し出」が必要です

一元化で
なくなった部分休業・
短時間勤務の
掛金免除の代替制度と
言えよう！

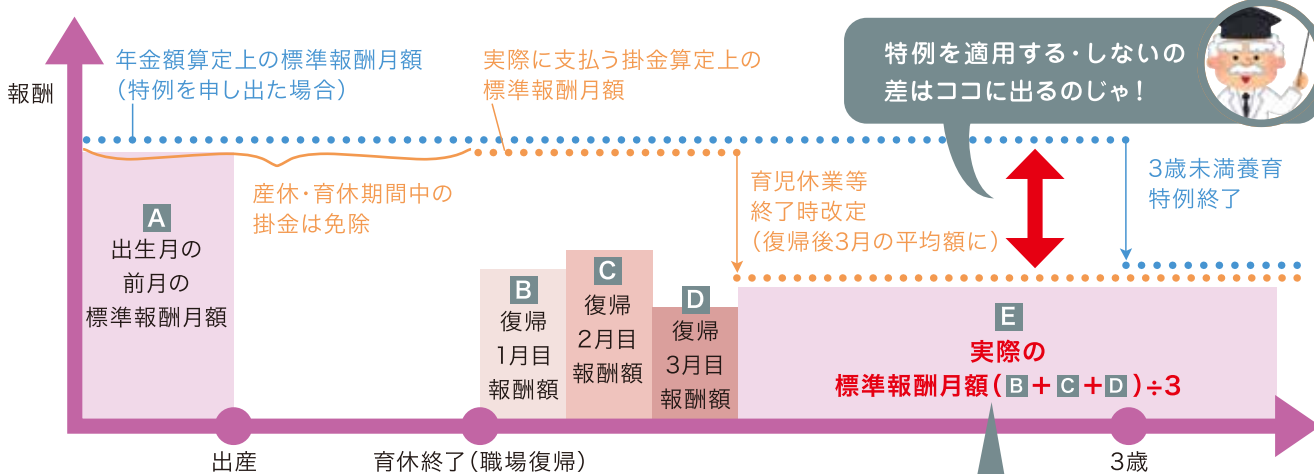


一元化博士

「3歳未満の子を養育している期間の標準報酬の特例」は、平成27年10月1日以降、3歳未満の子の養育中に報酬が下がった場合、実際には下がった報酬に対する掛金を払いますが、年金額の算定には養育前の高かった標準報酬月額を用いることで、将来の年金額が減ることを避ける制度です。特例を受けるには、申出書の提出が必要となります。

対象者

3歳未満の子(平成24年11月1日以降生まれ)を養育している
父母で、適用を希望する組合員



申し出をしても、実際の標準報酬月額Eが「養育前A」よりも高い場合は、高い方が適用されるから安心じゃ！



産休後すぐ復職する方・ 現在育休中の方は…

申し出の手続きは職場復帰した際に行います。
「標準報酬育児休業等(又は産前産後休業)終了時改定申出書」の中にある「3歳未満の子を養育する旨の申出」にチェックを入れて、所属所の事務担当者へ提出してください。



育休を取らない父親・母親もOK！

出生月の前月の標準報酬月額Aと比べて、実際の標準報酬月額Eが下がった場合、特例が適用されます。子の出生後、申し出てください。

■例えば…

- ① 育児のため、超過勤務の少ない部署へ異動し、手当減。
- ② 保育園の都合等で引越し、通勤手当が下がった。



育休終了者にも遡及！

平成24年11月1日以降に生まれた子を養育する場合は、申し出可能です。申し出を行うと、申出月の前月から過去2年間は遡及して、適用することができます。ただし、制度開始前の平成27年9月30日以前は適用できません。



詳しくは、通知文
「平成27年11月24日付
公立東京福第752号」を
確認するのじゃ！



問合せ先 給付貸付課年金係 ☎ 03-5320-6828